

日本酒を活用した新潟県観光情報発信強化事業委託仕様書

1 背景及び事業目的

香港は人口約 730 万人ながら、日本からの日本酒の輸出においては、過去 10 年間、金額・数量ともに世界で上位 5 位以内に入り続け、日本酒への関心の高さが伺える。新潟県の酒蔵の数は 91（※令和 8 年 5 月現在、新潟県酒蔵組合員の清酒製造業者数）と全国 1 位を誇り、県内の酒蔵と組み合わせた観光情報の発信や、周遊促進が期待されているところである。

本事業は、香港の日本酒および訪日関心層に向けて、インフルエンサーによる情報発信と現地セミナーを実施することで、日本酒をフックとした本県への誘客及び県内周遊の促進につなげることを目的とする。

2 委託業務の名称

日本酒を活用した新潟県観光情報発信強化事業

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）

4 委託料の上限額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 ターゲット市場・ターゲット層

ターゲット市場：香港

ターゲット層：香港在住、酒蔵見学や日本酒とのペアリング、観光列車等
日本酒に関連した観光コンテンツに興味を持つ、訪日関心 FIT 層

6 情報発信のテーマ

情報発信においては、以下 3 点を必須とする。なお、これら以外のテーマについて含めることは妨げないが、以下のテーマが投稿の中心となるように発信をすること。

- (1) 酒蔵見学や利き酒体験、醸造文化の学習等の、日本酒に関連した体験コンテンツ
- (2) ターゲット層が好む、新潟ならではのグルメや食文化
- (3) 日本酒をテーマにした観光列車「越乃 Shu*Kura」を活用した県内周遊

7 委託業務の内容

(1) インフルエンサーを活用した取材・情報発信

- ア 本事業のターゲット層に対して訴求力のあるインフルエンサーを1名以上招請し、県内取材を行うこと。
- イ インフルエンサーの現居住地は、原則、香港在住者とする。なお、本事業のターゲット層への影響力が顕著である場合、日本在住者を提案することは妨げない。
- ウ 取材の時期は指定しないが、(2)のセミナー実施日より前に招請を行うこと。
- エ 取材の行程は、本県での滞在が2泊3日以上となるように実施し、本事業の目的や情報発信のテーマをふまえ、実際にターゲット層の旅行者が参考とできるような行程を提案すること。
- オ 取材実施後、インフルエンサーが強みとする発信媒体(SNS、Youtube等)で情報発信を行うこと。なお、投稿は招請実施中に1回以上、招請実施後に1回以上の、計2回以上の投稿を行うこと。
- カ 情報発信時の使用言語は、広東語(繁体字)とする。なお、情報発信前に発信内容を日本語で委託者に共有すること。

(2) 香港現地新潟観光セミナーの実施

- ア 香港現地の日本食レストランや日本酒バー、商業施設、現地旅行会社等と連携し、新潟県の観光セミナーを実施すること。
- イ セミナーの実施時期および会場は、ターゲット層の特性をふまえ、適切なものを提案すること。
- ウ セミナー実施時には、(1)の被招請者1名以上が登壇したうえで、取材時の様子や感想等を発表する時間を設け、本県の観光の魅力や日本酒文化が効果的に伝わるような構成となるよう、工夫すること。
- エ セミナー参加者に対し、本県への来訪を促すようなインセンティブの提供を検討し、提案すること。
- オ セミナー終了後は、参加者の満足度など、今後のプロモーションの参考となるようなアンケートを実施し、最終報告書に含めること。

(3) 独自提案

- (1)および(2)に加えて、本事業の趣旨を踏まえて、より事業を効果的に実施するための手法や、本県への通年誘客促進につながる施策を提案すること。

8 留意事項

- (1) ターゲット層のニーズを踏まえた取材行程や、本県への誘客を促すセミナーとなるように留意すること。
- (2) SNS 等での情報発信においては、令和5年10月1日より施行された景品表示法第5条第3号の規制対象とならないよう、ステルスマーケティング対策を行うこと。
- (3) 本事業で制作した成果物がある場合は、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会が国内外に新潟県の魅力を紹介する目的で使用する場合に限り、原則二次利用可能なものとする。ただし、疑義が生じる場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。
- (4) 国際情勢や現地事情など、不可抗力により事業の実施に問題が生じたときについては、委託者と協議のうえ、方針を決定すること。

9 効果測定

下記項目を KPI（目標値）として設定し、事業を実施すること。

(1) インフルエンサーを活用した取材・情報発信

ア アウトプット

記事投稿回数（各媒体の特性に準じて提案すること）

イ アウトカム

招請者による投稿合計でリーチ数 20 万回以上

※ユニークユーザーの閲覧数を算出すること

(2) 香港現地新潟観光セミナーの実施

ア アウトプット

セミナー実施回数 1 回以上

イ アウトカム

セミナー参加人数 計 50 名以上

セミナー満足度 80%以上

実誘客を促すインセンティブ提供 提案すること

(3) 独自提案

7 (3)における提案内容に合わせて、適切な KPI を提案すること。

10 成果物の提出

(1) 納入期限

ア 最終報告書

本業務の実施内容、情報発信結果、課題、提言等を整理した事業報告書を以下の期限までに納入すること。

期限：令和9年2月26日（金）

イ 速報レポート

アの報告とは別に、インフルエンサーの投稿内容や取材スポットの満足度等を記載した速報レポートを簡潔に作成し、委託者に報告すること。

期限：取材実施最終日から1か月程度

(2) 納入場所

新潟インバウンド推進協議会

（新潟県観光文化スポーツ部国際観光推進課内）

(3) 納入方法

ア (1)アの最終事業報告書

実施内容・結果等をまとめた報告書及び提言

※A4サイズを基本に、PDFファイルでメール提出すること。

※様式は任意とするが、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせて、大冊にならないように、簡潔明瞭にまとめること。

イ (1)イの簡易レポート

※A4サイズを基本に、メール提出すること。

11 再委託

原則、業務は委託業者が実施すること。業務の再委託を行う場合は、あらかじめ新潟インバウンド推進協議会の承諾を得ること。

12 その他

- (1) 受託者は、委託者との協議の上、業務を進めること。
- (2) 受託期間中は業務の進捗状況を定期的に報告すること。
- (3) 当事業において取り扱う個人情報については、個人情報保護法、新潟県個人情報保護条例に準じて、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (5) 成果物に係る一切の権利は、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会に帰属するものとする。
- (6) 本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知

するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。